

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 25日

静岡県知事 川勝 平太殿

提出者

住 所 浜松市中央区旭町12-1

氏 名 遠州鉄道株式会社

代表取締役 丸山 晃司

電話番号 053-473-5538（担当：角田）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	静岡県内の建設部及び工作物の解体・新築・リフォーム工事
事業場の所在地	静岡県内（政令指定都市除く）
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	2023年度実績：静岡県内合計 新築工事竣工数178棟、リフォーム売上1,031,363,216円
③ 従業員数	2,029名（全従業員）、内不動産事業本部 280人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙③処分フローのとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 資材納入スタッフへの簡易梱包の指示 輸送用資材（スパーサーなど）の現場投棄禁止と再利用の指示 ダンボール・金属を専ら物として分類し再生業者へ委託		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年同様に基本にさらに精度を上げるべく取り組みを進めます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新築現場では、石膏ボードについては完全分別を実施、その他の物についても可能な物は分別を推進しているが、戸建住宅の現場では敷地条件により分別が難しい事もある。解体工事については分別実施済み。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新築工事の分別実施現場を増やす（狭小敷地での実施方法の検討）。分別の制度の向上。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今までの取り組みについて更に割合を上げて取り組みます。		
※事務処理欄			

(第6面)

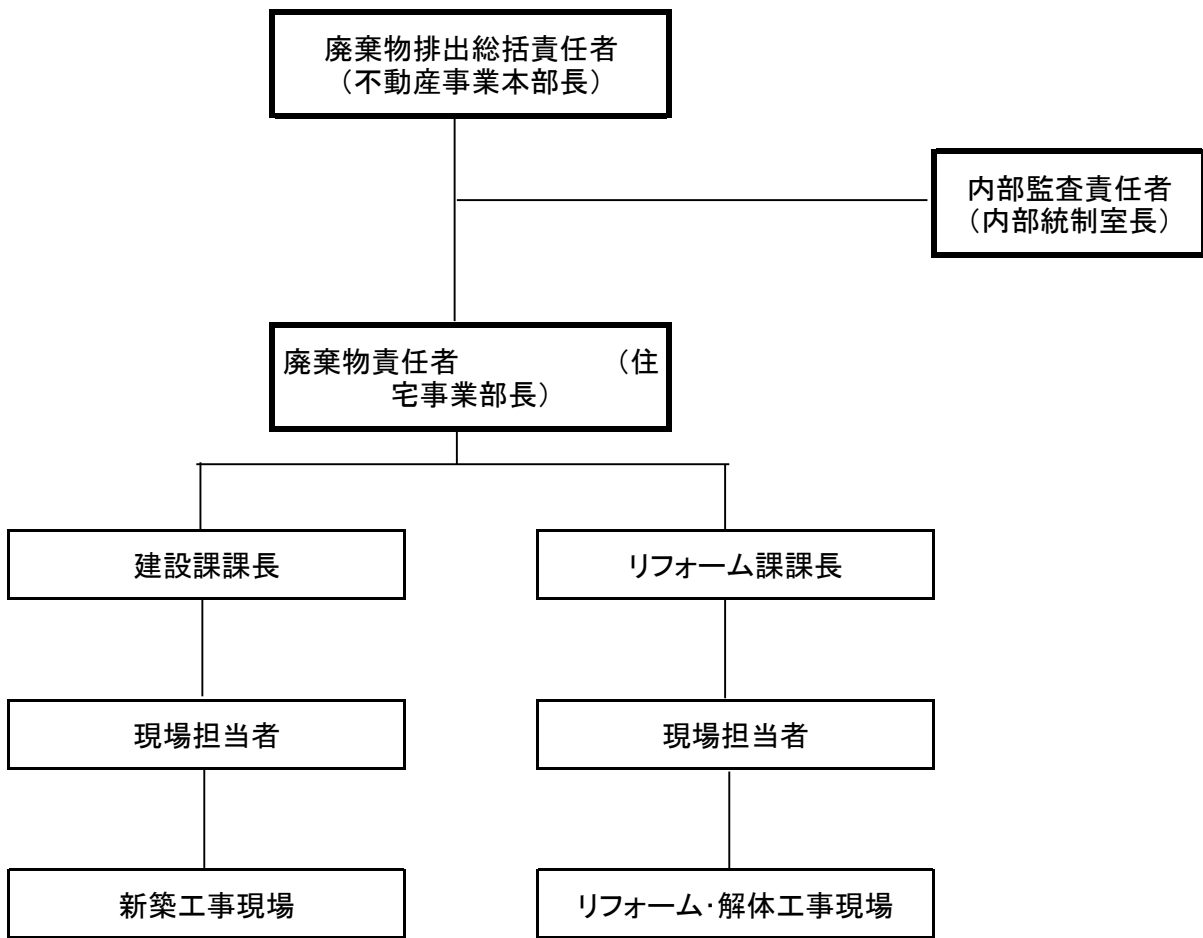
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙 1】2023年度の排出量の実績と2024年度目標

単位:t

産業廃棄部の種類	2023年度排出量					2024年度目標				
	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック	185.00	93.00	0.00	46.00	46.00	180.00	100.00	0.00	40.00	40.00
紙くず	54.00	28.00	0.00	13.00	13.00	100.00	50.00	0.00	25.00	25.00
木くず	206.00	173.00	33.00	0.00	0.00	210.00	180.00	30.00	0.00	0.00
繊維くず	1.00	0.00	1.00	0.00	0.00	2.00	1.00	1.00	0.00	0.00
金属くず	66.00	41.00	25.00	0.00	0.00	100.00	30.00	70.00	0.00	0.00
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	30.00	5.00	25.00	0.00	0.00	100.00	60.00	40.00	0.00	0.00
グラスウール	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00
石膏ボード	40.00	29.00	11.00	0.00	0.00	50.00	30.00	20.00	0.00	0.00
がれき類	239.00	239.00	0.00	0.00	0.00	240.00	240.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート破片	203.00	203.00	0.00	0.00	0.00	210.00	210.00	0.00	0.00	0.00
解体系混合廃棄物	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00
がれき類(石綿含有廃棄物)	16.00	16.00	0.00	0.00	0.00	20.00	20.00	0.00	0.00	0.00
合計	857.00	736.00	95.00	13.00	13.00	1,036.00	825.00	161.00	25.00	25.00





——— 廃棄物処理の流れ

- - - - - 委託処理部分の範囲

